

## 初期カペー家ブルゴーニュ候(1016-1192)のdomaine ： シャティヨン=シュル=セーヌの《pôté》形成をめぐって

松田, 高史

<https://doi.org/10.15017/2230719>

---

出版情報：史淵. 120, pp.187-218, 1983-03-31. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：

# 初期カペー家ブルゴーニュ侯 (1016-1192) の domaine

— シャティヨン— シュル— セーヌの  $\Delta$  poté  $\nabla$  形成をめぐって—

松 田 高 史

## 序

ブルゴーニュの領邦 *principauté de Bourgogne* は八九〇年頃の成立と考えられるが、一〇一六年以降、侯家系はカペー家傍系に移った。<sup>2</sup> この侯家系交替をめぐって争われたいわゆる「ブルゴーニュ継承・征服戦争」の間に、ブルゴーニュは、カロリング期の  $\Delta$  *duché-principat*  $\nabla$  を構成していた周辺の諸伯領を失い、その領域的枠組はかなり小さなものになっていた。<sup>4</sup> 初期カペー家ブルゴーニュ侯 (Henri I<sup>er</sup> - Hugues III, 1016-1192) は、この小さな枠組に依拠して、侯の一族はもとより多くの封建層を養わなければならなかったが、しかしその内部では、すでに教会・修道院が巨大な所有を展開していた。<sup>3</sup> さらに、侯に残された部分においても、いわゆる城領主層 *seigneurs châtelains* の自在地 *alleux* が侯の所有と競合していた。 *Domaine ducal* すなわち侯自身が直接所有する土地や諸権利の維持・拡大は、当時のブルゴーニュ侯の第一義的な政策たらざるを得ず、これによってのみ侯権力の確立とかつての  $\Delta$  *duché*  $\nabla$  の再建が、ブルゴーニュ侯にとって可能となり得たのである。

十一—十二世紀のブルゴーニュ関係史料は、この時期の *domaine ducal* を十分に明確にはしないが、それでも少く

とも十一世紀の第4四半世紀には、ディジョン Dijon、ボーム Beaune、オートン Autun 周辺にかなりの domaine が存在していたことを知り得る。しかしながらこれらの所有は、かつてブルゴーニュ侯自身が伯であった旧 pagus 内に展開しており、その起源は古く、当該時代の新しい獲得物であったとは認め難い。

侯の domaine 政策に積極的な拡大の意図が見いだされるのは、ウード二世 (Eudes II, 1143-1162) からである。特にこの時期以降、その努力が△pote△の形成に向けられていることは注目に値する。自分の城を中心としての周囲の内外に domaine を集中して形成される△pote△は、それ故に、domaine ducal に凝集性と一定の堅固な枠組を与え得るものであった。ブルゴーニュ侯は、所有している土地や諸権利を△pote△に再編することで、domaine それ自体の権力源としての機能を高めることができたのである。その意味で△pote△は、様々な制約を受けた侯の domaine にとってもっとも有利な経営方法であったといえよう。しかし△pote△は、そこに所有が凝集されていなければその機能を十分に発揮し得ない。そのことは、十二世紀中葉以降、ブルゴーニュ侯が教会諸機関と紛争を頻発させた理由を説明する。

ユグ三世 (Hughes III, 1162/1165-1192) の時代に、シャティヨン＝シュル＝セーム Châtillon-sur-Seine の△pote△が新たに侯の domaine に加わった。この△pote△は、以後△duché△最北部の拠点として、侯の諸政策に重要な役割を果たすことになる。この獲得は、当時の domaine ducal にとって最大の果実であったといえよう。

シャティヨンは、遅くとも十世紀末以来ラングル司教の所有する△castrum△であった。侯ユグ三世が、シャティヨンを城塞化し、この城塞を核にして△pote△を構築するためには、どうしてもラングル司教の影響力を排除しなければならなかった。

他方、十一世紀末以来南下の勢いを強め、北部ブルゴーニュへの進出を策していたシャンパーニュ伯の動きにも注目しなければならぬ。シャティヨンの△pote△の形成は、シャンパーニュ伯の南下に備えたブルゴーニュ侯の対応

だったと考えられるからである。

この際に注目すべきは、ブルゴーニュ侯、ラングル司教、シャンパーニュ伯の何れもが、シャティヨンがかつて属した pagus、ランフ Lassois 個有の伯ではなかったことである。この時代にもなお、旧ランフの pagus を継承したと考えられるバル＝シュル＝セヌ伯 comtes de Bar-sur-Seine の系譜は絶えることなく存続していた。<sup>10</sup>すでにいわれる「pagus の解体現象」の第二段階<sup>11</sup>を経験した十二世紀において、この三大勢力にバル伯が加わって展開するランフ旧 pagus をめぐる権力闘争は、当該 pagus の解体の結末に端的に結びつくものである。したがって、この権力の相関関係の解明こそが、ブルゴーニュ侯によるシャティヨンの△poté▽構築の事情を明らかにする手掛りであろう。

以下本稿では、シャティヨンの△poté▽形成をめぐる諸問題を、ランフの pagus の解体過程と関連させて考察するが、これは、筆者の domaine ducal 研究<sup>12</sup>及びブルゴーニュ領邦史研究の一環をなすものである。

#### 註

1 カロリング期のブルゴーニュの領邦について J. DHONDT, *Etudes sur la naissance des principautés territoriales en France (IX<sup>e</sup>-X<sup>e</sup> siècles)*, Bruges, 1948, p. 147-168, 231-258 et M. CHAUME, *Les origines du duché de Bourgogne* (I. Histoire politique; II. Géographie historique), Dijon, 1925, réimpr. Darmstadt, 1977, 4 vol. [以下 M. CHAUME, *Origines*, I. Hist. polit. (ou II. Géogr. hist.) を参照。]

2 カペー家の時代のブルゴーニュ領邦の歴史の研究には J. リンシャルのギングラーフが不可欠である (J. RICHARD, *Les ducs de Bourgogne et la formation du duché du XI<sup>e</sup> au XIV<sup>e</sup> siècle*, Dijon, 1954 [以下 J. RICHARD, *Ducs de Bourgogne*])。

3 この戦争は、一〇〇二年に没した (duché-principauté) 時代最後の侯アンリ一世の後継をめぐる、ブルゴーニュ伯オットー・キエーム Otte-Guillaume, comte de Bourgogne とアンリ一世の甥、前ランスマス王であったロベール・ル・ピエー

Robert le Pieux とが争った戦争である。フランス王が最終的に勝利を収めたことで、その次男家系にブルゴーニュが委ねられた。この戦争の詳細については、A. de VAILLY, A propos de la Guerre de Bourgogne. Note sur les successions de Bourgogne et de Mâcon aux X<sup>e</sup> et XI<sup>e</sup> siècles, *Annales de Bourgogne*, 34, 1962, p. 153-169 参照。

4 カロリング期のブルゴーニュ領邦は、複数の pagus の集合体として捉えられるが、J. リンシャルは、これらの pagi を治めた領邦君主の権力の性格を明確に示得なごころから、この時代の領邦を «duché-principauté» と称し、後代の «duché» と区別した。十一世紀の中葉では、この «duché-principauté» から、ヌヴェール Nevers、オークセル Auxerre、サンス Sens、トロワ Troyes、シャロン＝ヌールヌーズ Chalon-sur-Saône、トロンマコン Tronçain、トネル Tonnerre の各伯領、及びブルゴーニュ伯領が離脱していった。さらにラングスの pagus も、ラングル司教の影響下にあつて侯の支配は及ばなかった。シャロン伯領は、十二世紀に «duché» に併合された (J. RICHARD, *Ducs*, p. 21 sqq.)。後註11参照。

5 Domaine ducal は、その来歴にかかわらずなごころ侯の私有権 *dominium* に属した土地及び諸権利の総体として定義される。この理解は、W. M. ニーターンの *domaine royal* の研究に於いて確認された (W. M. NEWMAN, *Le domaine royal sous les premiers capétiens (987-1108)*, Paris, 1937, p. 1-85, surtout p. 3-4)。ニーターンの方法論によつては、我々ではすでに九州大学の森洋教授が批判的に踏襲され、カペー王フィリップ一世の *domaine royal* の質的解明を試みられておられるが、筆者の *domaine ducal* の研究、特に「支配の手段」としての *domaine* の理解によつては、森洋教授のこの研究に負うごころが大きい (森洋「初期カペー王朝の *Domaine royal*」フィリップ一世の時代における「上・下」『史淵』七六・七七 (一九五八年))。

6 カペー家のブルゴーニュ侯関係史料はそのほとんどが文書史料であり、これによつては E. プティがカタログを作成し、そのうちの若干にテクストを付している。ちなみに、当該時期の侯文書は二五〇通を数え、そのうち約半数の一二三通をユーク三世の文書が占める。(E. PERRI, *Histoire des ducs de Bourgogne de la race capétienne*, Paris, 1885-1905, réimpr., Nendeln/Liechtenstein, 1974, 9 vol. (以下 PERRI 本略記))。

7 Cf. J. RICHARD, *Ducs*, p. 95 sqq.

8 シャティヨンの «castrum» の史料上の初出は、九七三年である。この年ラングル司教ガリグエリ シャティヨンの «oppidum» をブルゴーニュ侯アンリに *beneficium* として与へたこと：«...Widricus...in comitatu Laticense, Castellonem slijciet oppidum, cum suis adjacentiis,....usu beneficiario tribere ad (sic) condonare non dedignaremur.»

(A. Roserot, Chartes inédites des IX<sup>e</sup> et X<sup>e</sup> siècles appartenant aux Archives de la Haute-Marne (851-973), *Bulletin de la Société des sciences historiques et naturelles de l'Yonne*, 51, 1897, n° 18, p. 191-192)。

シャティヨンがランワの pagus に属していたことが判明するの、この文書が最初である。——シャティヨンの *«oppidum»* の建設は、九世紀末にさか上り得る。八六八年にラングル司教イサク Issac は、それまでマルヌネ Marcenay の教会に置かれていた聖ヴォルル saint Vorles の聖遺物を、ノルマン人の襲撃から守るためシャティヨンの教会に移して居る。このことはこの時期のシャティヨンがすでにノルマン人に抗し得る *«oppidum»* であつたことを推測せざるを得ない。この *«oppidum»* を構築したのも、ラングル司教自身であつたと思われ。 Cf. M. CHAUME, *Origines*, II. Géogr. hist., p. 336, n. 3 et p. 769. 地図 II 参照。

9 十一世紀の第 4 四半世紀から十二世紀前半にかけてのシャンパーニュ伯のブルゴーニュ北部地域への進出、特にこの地域における伯の権力集積過程を伯と在地領主層との関係から論じた渡辺節夫氏の一連の論文を参照（「北部ブルゴーニュにおける在地の動向とシャンパーニュ伯権力」『史学雑誌』九一編二号、一九八二年、「北部ブルゴーニュにおける在地の動向と諸伯権力」上・下、『西洋史学』一二三—一二四、一九八一年）。

10 本稿第二節参照。

11 J.F. LEMARIGNER, La dislocation du *«pagus»* et le problème des *«consuetudines»* (X<sup>e</sup>-XI<sup>e</sup> siècles), dans *Mélanges d'histoire du Moyen Age, dédiés à la mémoire de Louis Halphen*, Paris, 1951, p. 401-410, surtout p. 401-402. J. F. LEMARIGNER, カロリング王権の衰退・崩壊後、王の諸権利 *droits régaliens* が十一世紀の中央にはいりぬる城領主層 *seigneurs châtelains* にまで分散せられたつた過程を、二つの段階におつて理解する。第一は、カロリング諸王のもとで王国の防衛を任された有力者たちが、複数の *pagus* を統合して領邦君主として王権から自立する十世紀の第 4 四半世紀までの段階。Pagus は、この段階ではまだその枠組を維持してカロリング的行政構造を存続させていた。しかし第二の段階、すなわち十世紀末以降の数十年間の間に各 *pagus* が領邦君主の手から独立し、同時に *pagus* 内部の有力者層が城を構築して *pagus* の境界に関わりなく城主領 *châtellenies* を形成したことで、旧来の *pagus* は政治的・経済的枠組としての意味を失い、新たに領主領 *seigneurie* の枠組がそれにとって代わつた。J. シュネーデルは、この第二の段階の時期を「領邦の危機」の時代と呼び、その克服の度合いが、以後の各領邦の形成に大きな影響を与えたことを指摘して居る (J. SCHNEIDER, Le problème des principautés en France et dans l'Empire (X<sup>e</sup>-XV<sup>e</sup> siècles), dans *Principautés*

*et territoriales et Etudes d'histoire lorraine*, Paris, 1979, p. 19 sqq.)。

12 筆者は現在十一—十二世紀のブルゴニー侯の domaine にして別稿を準備中であるが、ここではシャティヨンの *«pôte»* は、ユーグ三世がその形成に全力を注いだ特異な *«pôte»* として現われる。ユーグ三世の時代に、ブルゴニー侯の *«pôte»* は、シャティヨンを含めて七つを数える。

### 一、シャティヨンの *«pôte»* の形成

シャティオンは、九七三年にはすでに *«oppidum»* であり、ラングル司教に属していた<sup>13</sup>。シャティオンの地名は、この *«oppidum»* の名称 *«Castellio»* に由来する。中世のシャティオンは、*«Castellio»* を中心としてセーヌ川東岸に広がるブル Bourg と呼ばれる部分と、西岸の城塞 *«Châtelot»* に庇護されたシヨモン Chaumont と呼ばれる部分とから成っていた<sup>14</sup>。ただし、史料が単にシャティオンと呼ぶ場合には、通常この二つの部分を同時に指しており、一方を排他的に示すことはなかったようである。*«Oppidum»* 内には古くから参事会教会があったが、一一三六年頃にノートル・ダム修道院に改組され、十二世紀後半期にはラングル司教と並ぶ影響力を有していた<sup>15</sup>。

十二世紀に至るまで、*«oppidum»* の所有者であるラングル司教は、シャティオン全体の支配者であったであろう<sup>16</sup>。しかし、ラングル司教が九七三年にこの *«oppidum»* を *beneficium* として与えたことが、この地におけるブルゴニー侯の諸権利の伸張を許す契機になった。ラングル司教との封建関係が長期間続いたことから、十一世紀の後半期には、ブルゴニー侯の側でこの *beneficium* を世襲の封 honor とみなすようになる。この時期のブルゴニー侯の諸権利は、さらに *«honor»* の外にまで及んでいたと思われる<sup>17</sup>。

侯ウード一世 (Eudes I<sup>er</sup>, 1078-1102) は、一〇八〇年頃、シャティオンの *«honor»* に居住する者に対して、彼らが侯から保有する *beneficium* をモレーム修道院に寄進することを認めたが、この許可は、*«ducatus»* に属する者に対しても同様に与えられた<sup>18</sup>。ここで言う *«ducatus»* が何を規定しているかは定かでないが、シャティオンの

もう一方の核である *Chatelot* と *ショーモン* とが侯自身の手によってこの頃に構築されたことから、こう呼ばれていたのではないだろうか。<sup>19</sup> *ショーモン* では、ブルゴーニュ侯が以後一貫して唯一の権利保有者であった。

ウード二世の時代になると、ブルゴーニュ侯の動きは、シャティヨンにあるラングル司教の諸権利を侵害・奪奪してここに自己の支配を確立する方向にむかい、このことは史料上にも明瞭に現われる。一一五三年にラングル司教がブルゴーニュ侯の侵害行為を訴えた訴訟は、フランス王ルイ七世がモレシユル・ロワン *Moret-sur-Loing* で開いた王の法廷で争われた。この訴訟は一般にモレ訴訟と呼ばれているが、その訴訟記録は、侯ウード二世が、シャティヨンに限らず、*duché* 全体からラングル司教の影響力を排除しようとしていたことを示している。この訴訟は、シャティヨンについてラングル司教に有利な裁決を下したにもかかわらず、司教は、この時ブルゴーニュ侯によって奪われたものをすべて回復できなかったようである。ブルゴーニュ侯は、司教の土地に水車小屋を建て、司教を無視して侯の独占狩猟権 *varina* を設定し、さらに両者の間で折半されていた通行税 *peage* も、ブルゴーニュ侯がこれを独占して司教に返還しなかった。<sup>20</sup> また、シャティヨン在住の司祭や司教の *homines* をブルゴーニュ侯が捕縛していた事実は、この時期すでに侯が裁判権をも手中にしていたことを示唆している。<sup>21</sup>

こうした状況の中で、一一六五年侯ユグ三世が、母マリー・ド・シャンパーニュ *Marie de Champagne* の短かい摂政期を経て登場する。彼は、彼の前任者たちがシャティヨンで展開してきた *domaine ducal* 拡大政策に限界があることを知っていた。たしかに、シャティヨンにおける侯の権利の伸張は著しかったが、ラングル司教に属するブルとブルゴーニュ侯に属するショーモンという二つの核の存在が、この地における *domaine ducal* の一体化を妨げていたからである。この時ユグ三世が、父ウード二世のディジョンでの成功を思い浮かべていたことは確かである。<sup>22</sup> 彼にとって、ディジョンと同様シャティオンを新しい周壁で取囲むことは、急務であった。しかしそのためには、*seigneur* たるラングル司教の許可を得なければならなかったはずである。その意味で、一一六三年に、父



ワード二世の弟、ユーク三世の叔父ゴージェ Gautier がラングルの司教座に就いていたことは、ユーク三世に幸運であった。一一六八年、ユーク三世は司教から、シャティヨンに新しい周壁を構築する許可を取りつけた。<sup>23</sup>そして、司教ゴージェのこの譲歩は、以後なし崩しに生じるラングル司教の諸権利崩壊の第一歩を印すことになった。

この周壁は、侯の所有ばかりでなく司教のそれをも、すなわちブルとショーモンをも同時に取囲むものであったので、侯と司教の間では、以後頻りに両者の権利をめぐって調整が行なわれた。第一には、両者の *domanial* な権利が問題になった。一一六八年に周壁構築の許可を与えた際、ラングル司教は、司教の *homines* の身体と財産の安全保障を侯に約束させている。<sup>24</sup> 一一八八年には、シャティヨンあるいはその *castellaria* 内に居住する領民について領外婚の取決めがなされた。当事者がそれぞれ侯と司教の領民である場合、その子供が未成人で両親と一緒に居住している間は、侯と司教は共に相手方の領民に領外婚税 *formariage* を課し得ない。<sup>25</sup> こうした領民間の結婚はかなり日常的であったようで、たとえば結婚により生まれた子供の取扱いをめぐって、ブルゴーニュ侯はノートル・ダム修道院との間に取決めを交わしており、さらにこの修道院は、ラングル司教との間でも同じ内容の取決めを行っている。<sup>27</sup>

ブルゴーニュ侯のシャティヨンの *seigneur* としての権利の伸張は、特に著しかった。一一七八年には *aubains*、すなわちシャティオンを訪れて滞在する居留者をめぐり、侯と司教の間で取決めがなされた。その結果、かつてのシヨモン地区に居留する者は排他的に侯の権利に属し、シヨモンの外、すなわちブルに居留する者は、居留地の帰属にかかわらず侯と司教が権利を共有した。ただしこの取決めにはそれぞれ例外規定が設けられ、ラングル司教の *domaine* な *mouvance*<sup>28</sup> あるいはバール・シュル・セーヌ及びその *castellaria* から来た司教の *homines* は、居留地の如何を問わず司教の権利に属した。反対に、ブルに居留する者のうち、フラヴィニ *Flavigny*、<sup>29</sup> テイエール *Pothières* 及びモンティエ *Montier-en-Der* の各修道院に属する者は、ブルゴーニュ侯の権利のもとに置かれた。<sup>30</sup> 後者は、少くともフラヴィニ及びポティエールの両修道院がこの時期ブルゴーニュ侯の保護下に

あったことを示すものである。この一一七八年の取決めは、いわゆる *droit daubaine*<sup>31</sup> に限ってみる限り、ラングル司教よりもブルゴーニュ侯の方が、より広範な優越した権利を獲得したことを教える。この権利をめぐる両者の力関係は、周壁構築後のシャティヨンにおけるより多くの問題に関する力関係として、一般化し得るであろう。

*Droit daubaine* は、裁判権とも不可分の関係をもつ。しかしながら、ユーク三世の時代に侯の裁判権について直接的に知り得る史料は、一一八二年の日付をもつ侯文書一通しかない。そこでは、ノートル・ダム修道院の領民が窃盗・姦通等の罪を犯した場合、それが現行犯であれば侯のプレヴォ *prevôt* もしくは司教の荘司 *maire* が告訴なしに当該領民を捕え得るが、その後これを修道院長の法廷に引渡さねばならない。<sup>32</sup> この事例は、シャティヨンにおける裁判権が、ブルゴーニュ侯、ラングル司教、ノートル・ダム修道院の三者の間で複雑に分割されていたことをうかがわせる。しかしブルゴーニュ侯にとって、諸権利のこうした錯綜はむしろ好都合であった。事実、ユーク三世の息子ウード三世 (*Eudes III*, 1192-1218) 以降の歴代ブルゴーニュ侯は、シャティヨンにおける諸権利の混乱に乗じて侯の裁判権の拡大に成功している。<sup>33</sup>

裁判権に加えて、他の、いずれも *droits regaliens* に属する諸権利が、併行して侯の手に移った。通行税 *Péage* は、父ウード二世がラングル司教から奪って以来ブルゴーニュ侯が独占していた。<sup>34</sup> そしてこの *péage* は、十三世紀には侯のもっとも重要な財源であったばかりでなく、侯権力を支える重要な権利のひとつでもあった。<sup>35</sup> また、シャティヨンにおける流通貨幣に関して、それまで流通していたラングル通貨、すなわちラングル司教の貨幣に加えて侯がデザインで鑄造したデザイン貨幣の流通を司教に認めさせていることは、ブルゴーニュ侯が、シャティオンを経由する経済流通の実権を積極的に把握しようとしていたことを物語るであろう。<sup>36</sup> シャティオンでの物品販売に際して徴収される *« venditio »* は、ブルの内外を問わず侯と司教の間で二分されていた。<sup>37</sup>

ブルゴーニュ侯は、シャティオンにおいてラングル司教と並んで無視できない勢力であったノートル・ダム修道院

に対しても、優越的な立場にあった。ユーク三世は、この修道院を侯の保護下に置くことで、当該修道院に対して封建的な諸権利を行使し得た。前述の一一八二年の侯文書は、ノートル・ダム修道院が侯に負うべき *auxilium* 助力の四つのケースを明示している。すなわち、一、侯が聖地に赴く時、二、侯が自分の娘を結婚させる時、三、侯自身が捕えられ身代金を要求された時、四、侯が新たに土地を購入するために、既存の侯の土地すべてについて賦課租の追徴をなした時、がそうである。ノートル・ダム修道院がこの《*auxilium*》を拒否した場合には、侯は修道院の土地から三百ソリドゥスの賦課租を追徴し得る。ノートル・ダム修道院とのこうした関係は、修道院領を犠牲にしてシャティヨン<sup>38</sup>の外に *domaine ducal* を獲得することを容易にしただけでなく、その結果としてブルゴーニュ侯は、特に軍事面において修道院領の住民をあてにすることができた。

実際、ヴィロット＝シュル＝ウルス *Villette-sur-Ource*、ジュンセ *Buncey* に居住するノートル・ダム修道院帰属の住民は、侯の役人に従って侯の軍役に参加しなければならなかった。彼らがこの命令をなおざりにした場合に、各人に六五ソリドゥスの罰金、あるいは相当額の賦課租が課せられた。<sup>39</sup> ヴィロットについてはさらに、侯の保護下にある修道院領に対する侯の裁判権のあり方を知る上で、興味深い事例が見い出される。すなわち、この *villa* で捕えられた犯罪者は、修道院の役人によって取調べが行われたのち、裸にされて *villa* の外で侯の役人に引渡された。<sup>40</sup> このことから、この *villa* の所有者たるノートル・ダム修道院が、当該 *villa* において上級裁判権に伴う収入を享受していたこと、刑の執行のみがブルゴーニュ侯に委ねられていたことが明らかになるであろう。

シャティヨンで獲得されたブルゴーニュ侯の諸権利を実際に行使していたのは、侯の地方役人層であった。その長はプレヴォ *prevôt* であり、彼は、シャティヨンで侯に代わって侯の法廷を主催していた。プレヴォやその下役人たちはまた、侯にとってはシャティヨンにおける侯の権利の代行者であると同時に、シャティヨンの周辺に獲得された *domaine ducal* とシャティヨンの結びつきを具現化する存在でもあった。事実、シャティヨンの城主たるブルゴ

ーニユ侯に支払われるべき *salvamentum*<sup>41</sup> を徴収していたのは、侯の役人たちである。その対象となったのは、いずれもランワの旧 *pagus* には属さない、そしてシャティヨンとは近くない距離にあるマニールランベール Magny-Lambert<sup>42</sup> トゥイモン Touillon<sup>43</sup>、アリーズ Alise<sup>44</sup>、フラヴィニの住民で、彼らはオータン司教に属していた。また、シャティヨンのすぐ北に位置するポティエール修道院所有のエトロシエ Etrochey<sup>45</sup>、モンリオMontillotから *salvamentum* は取立てられている。侯ユージュ三世は、この二つの *villae*<sup>46</sup>、ならにシャティヨンのすぐ西方にあるセリイ Cerilly の *villa* に対して裁判権と宿泊権とを放棄したが、道路警察権と、これらの *villae* が攻撃を受けた際の侯と侯の役人の宿泊権だけは侯の権利に留保している。エトロシエ及びモンリオに居住するポティエール修道院帰属の住民は、侯に対して賦役労働 *corvée* を負うと同時に侯の軍役 *exercitus* にも駆り出された<sup>45</sup>。

このようにして侯ユージュ三世は、一一六八年に新しい周壁を築いて以来、着実にラングル司教に代わるシャティヨンの *seigneur* としての地歩を固めていった。たしかに、侯自身による城塞の構築は、その周壁の内部において侯に有利な諸権利を創出したであろう。他方、シャティヨン周辺の村落が「シャティヨンの周壁の保護」*munitio murtum Castellione* に引きつけられ、シャティヨンとの結びつきを強める傾向にあったこともまた疑い得ない。こうして一一八二年に侯ユージュ三世は、「シャティヨンの *pôte*」に言及し得たのである<sup>46</sup>。

### 註

13 前註 8 参照。

14 J. LAURENT, La région langroise. Histoire de la géographie de l'évêché de Langres, dans *Cartulaire de l'abbaye de Molesme*, publ. par J. Laurent, Introduction, Paris, 1907 (見ル J. LAURENT, *Molesme*, Intr. 4 略記) p. 313-317, surtout p. 316, et M. CHAUME, *Origines*, II, Géogr. hist., p. 336, n. 4.

15 八六八年に聖ヴォールの聖遺物が運び込まれた教会が、この参事会教会の前身である。前註 8 参照。この教会の以後の変遷に

ルノブルの ROUNEL, Le régime féodal dans le bourg de Châtillon-sur-Seine, *Revue bourguignonne de l'enseignement supérieur*, t. 6, 1896, p. 171-173 参照。

- 16 一〇八五年から一〇三年までの年代をフノロートの修道院関係文書 (notice) に Ansculfus junior なる人物が Hesia の教会をフノーム修道院に寄進した際、この教会がランゲル同教の mouvance に属してたことから同教の寄進やそれたことに関するこの書ランゲル同教はメチャベモン同教の seigneur であることが (Cartulaire de l'abbaye de Malesme, publ. par J. Laurent, Paris, 1907 [改訂 Cartulaire de Malesme 参照]) I, n° 124, p.123-124) に示す。一〇四七年の教訓文書に «castrum Castellionense» とフノーム同教の按圖のことが示されている：«Paschalis episcopus... Roberto Lingonensi episcopo... Confirmamus praeterea in perpetua ejusdem ecclesiae possessione castrum Gurgelum cum omnibus appenditiis ejus, castrum Castellionense... castrum Barrum super Albam, item castrum Barrum super Sequanam...» (*Gallia Christiana*, t. IV, Paris, 1876, instr., col. 153.)<sup>o</sup>

- 17 «Ego Hugo, ad ducatum Burgundie regendum Deo iuvante constitutus, necnon et ex patrimonii successione Castellionis honore predictus...» (*Cartulaire de Malesme*, I, n° 11, p. 19). フノームカーニエール一〇四七—一〇四七年の文書にフノーム大輔が «honor Castellionis» と «ducatus Burgundiae» を兼置していることが «honor» の語が、この書に用いられている。フノームの領土に «fief de dignité» 機構を有するの事は、フノームの領土に於ては、フノームの領土に於て (J. RICHARD, *Ducs*, p. 63-64, 116) Cf. F. L. GANSHOF, *Qu'est-ce que la féodalité?*, 4<sup>e</sup> éd., revue et augmentée, Bruxelles, 1958, p. 108-109.

- 18 «Addidit etiam ut quicumque ex honore Castellionensi vel ducatus sui aliquod beneficium ab eo (Eudes I<sup>er</sup>) tenens eis largiri vellet, sine ulla petitione ad eum facta, seo laudante, ei dare et illis accipere libere liceret.» (*Cartulaire de Malesme*, I, n° 12, p.19-20).

- 19 «Châtelot» 改訂 フノームの地理学 十世紀のフノームの地理学。 Cf. M. CHAUME, *Origines*, II. Géogr. hist., p. 336, n. 4 et J. LAURENT, *Malesme*, Intr., p. 316.

- 20 «Quaero dimidium pedagii quod accipit in Castellione quia sine me ibi nichil debet habere; molendinos etiam qui super terram Sancti Mammetis violenter et sub excommunicatione facti sunt et tenentur. Varannas quaero et alia multa que contra me exercent in ipso castro ipse et ministri ejus in nos, contumelias. capitania

dampna (sic) 》(Ch. V. LANGLOIS, *Textes relatifs à l'histoire du parlement depuis les origines jusques* 1314, Paris, 1888, n° 11, p. 19).

12 «Quaero etiam que michi abstuit in Castellione, capiendo presbiteros aliosque homines nostros et res nostras...» (*Ibid.*, p. 18).

22 一三七年にデュシヨンは大火災に見舞われた。侯ウード二世はその直後から新しい周壁の建設に着手したが、この周壁はランゲル司教の所有を取込むようにして構築された。ランゲル司教によるこの周壁の取壊しの要求は、前述のモノ訴訟の訴件のひとつにあなごころ。しかし、司教の抵抗にもかかわらず、この侯の周壁が築造されたことにより、以後デュシヨンはランゲル司教の管轄にはあつたが、その侯の周壁は、6, 1939, p. 5-111 et 7, 1940/41, p. 5-93, surtout p. 73-82; J. RICHARD, *Ducs, pour l'hist. du droit bourg.*, p. 155-156.

23 «...Galtherus Lingonensis episcopus et avunculus meus munitionem murorum de Castellione mihi faciendam concessit...» (Dom PLANCHER, *Histoire générale et particulière de Bourgogne*, t. 1, Dijon, 1739 [以下 PLANCHER 以下略] pr. n° 80).

24 «Homines pro facto Lingonensis episcopi, qui morarentur Castellioni tam extra Castellionem quam infra et res ipsorum omni tempore tam discordiae quam concordiae in pace rranerent.» (*Ibid.*).

25 «...ego (Hugues III) nichil possim capere in homine episcopi Lingonensis manente Castellioni, vel in castellaria propter mulierem meam, dum liberi manebunt cum patre existentes de manu pastu et familia patris. Ipse episcopus similiter nichil potest capere in homine meo propter mulierem suam, dum liberi manebunt cum patre existentes de manu pastu et familia patris.» (PLANCHER, I, pr. n° 112). 臣等の領民及び親中の親戚や兼地とされた侯の領外婚姻禁止のことは、M. BLOCH, *Rois et serfs*, Paris, 1920, p. 36-37. Cf. F. LOT et R. FAWTIER, *Histoire des institutions françaises au Moyen Age*, t. 2, Institutions royales, Paris, 1958 [以下 Institutions royales 以下略] p. 174 参照。

26 PÉRIE, t. 3, p. j. n° 858 et J. GARNIER, *Chartes de communes et d'affranchissements en Bourgogne* [以下 J. GARNIER, *Chartes de communes 以下略*] t. I, Dijon, 1867, p. 335-336.

27 J. GARNIER, *Chartes de communes*, t. I, p. 334-335.

28 附録ノ採田ノ事ニ付テハ、F.L. GANSHOF, *ouv. cité*, p. 117-118 參照。

29 ヲノ採田ノ事ニ付テハ、Châlons-sur-Marne 國ノ歴史ニ關シテハ、Vanvey-sur-Ource 國ノ歴史ニ關シテハ、Cf. J. RICHARD, *Ducs*, p. 65, n. 3.

30 «...si qui homines Castellionem venerint, infra ambitum duarum portarum de Chaumont mansuri, ibi solummodo mei erunt, dum non sint de dominio ecclesie Lingonensis aut de casamento episcopi, de Barro super Seguanam aut ejus castellanie. Et isiti quidem de dominio Lingonensis ecclesie aut de dicto casamento episcopi, si Castellionem venerint mansuri, sive super episcopum sive super ree, solius episcopi erunt. Alii omnes qui Castellione retinebuntur mansuri in quacunq[ue] parte terre Castellionis extra ambitum duarum portarum de Chaumont, cuiuscunq[ue] sit terra, episcopi, sive mea, omnes erunt episcopo et mihi communes et tenementum commune, exceptis illis qui de tribus abbatibus venerint, Flavigniaci, Pultheriarum et Dervensi monasterii, qui omnes sunt mei.» (J. GARNIER, *Chartes de communes*, t.I, p. 331.)

31 Droit d'aubaine 及 droits régalien 之國ノ權利ニ關シテハ、res nullius 之國ノ權利ニ關シテハ、E. CHÉNON, *Histoire générale du droit français public et privé, des origines à 1815*, t. 1, Paris, 1926, p. 763-764 et Institutions royales, p. 162 參照。

32 «...si aliquis hominum predictorum canonicorum qui apud Castellionem manserit, in furto, in adulterio, in rixa, sive in falsum mansurando deprehensus fuerit, prepositus ducis, et maior episcopi, sine uia acclamatione facta, ad abbatem vel ejus prepositum eum adjudicabunt.» (J. GARNIER, *Chartes de communes*, t. 1, p. 333.)

33 Cf. M. BELORTE, Les possessions des évêques de Langres dans la région de Mussey-sur-Seine et de Châtillon-sur-Seine du milieu du XII<sup>e</sup> au milieu du XIV<sup>e</sup> siècle, *Annales de Bourgogne*, 37, 1965 31-4 M.

BELORTE, Possessions 之略記] p. 175-176.

34 本稿一九三頁參照。

35 péage の權利は、その名の「道路通過權」 droit de conduit と持ちつてゐるが、侯の広域支配を可能とした。しかしてこの權利な domaine のカトリックから各種の一千段として昇華するたためは、各々の péage が城塞にちかづくやそれより高くなるので保障される安全区域、すなわち «pôté» をもち、かつそれらが相互に連絡されてゐることが必要である。實際、ブルゴーニ侯は侯の土地すべしとして péage の免除を与えることができたが、一一七〇年以降のことではなから (PLANCHER, t. I, pr. n° 83; PERTT, t. 2, p. j. n° 524 et n° 679). Cf. J. RICHARD, La «conduitt» des routes et la fixation des limites entre mouvances féodales. La frontière bourguignonne dans le comté de Bar-sur-Seine (XI<sup>e</sup>-XIII<sup>e</sup> siècles), *Annales de Bourgogne*, 24, 1952 (Ed. J. RICHARD, Conduit 之略記) p. 85-92.

36 しかして侯は、モンシモン通貨の品位・重量を同数の同意なことに変更するといはせられた： «...conventionem talem factam...super cursu monetarum apud Castellionem super Sequanam, quod nullae aliae monetae ibi currant nisi Divionensis et Lingonensis ad scambium, secundum valorem eorum; concessi etiam quod monetam Divionensem nec a lege nec a pondere mutabo in vita mea absque assensu Lingonen. episcopi.» (PLANCHER, t. I, pr. n° 104).

37 ブルゴーニ侯の持つてゐた «venditio» は、一一八七年にクリューニ修道院に譲渡された。侯としては本意ではなかつたこの譲渡による損失を補うために、侯は、そのあつての直後に、当時シャトイオンで開かれてゐたラングル司教の市場 foire に對抗してシモン侯の市場を開設したと認められる： «...Hugo, ...dedi...totam partem meam in venditionibus de Castellione, integre et plenarie, cum omnibus perfinenciis suis, absque ulla exceptione, sicut dominus Lingonensis episcopus alteram partem unquam plenius vel liberius habuit...sive venditiones infra burgum, sive extra fiant.» (BRUEL et BERNARD, *Recueil des chartes de l'abbaye de Cluny*, Paris, 1876-1903, 6 vol., n° 4313). Cf. J. RICHARD, *Ducs*, p. 163-165, 355.

38 «Hec omnia et quecumque ubicumque sepedicta ecclesia possicet, sunt in custodia et tuitione ducis Burgundie.» ; «Quod si dux Hierosolyman adeat, vel filium suam maritet, vel captus sit et redemptus, vel terram emat unde universa terra sua agravetur, ipse ab abbate ecclesie beate Marie de Castellione auxilium



debet petere, aut per se, aut per honestas personas: et si forte abbas et canonici in auxilium énegaverint, trecentis solidis tantummodo terram ecclesie aggravare poterit.》(J. GARNIER, *Chartes de communes*, t. I, p. 333 et 332). 本来的に軍役奉仕を義務づけられた auxilium 故に十一世紀以降に次第に領主に対する金銭的助力に変化したことがうかがわれる。F. L. GANSHOF, *ouvr. cité*, p. 82-87 参照。

39 ただし、キロンヌン＝レ＝マントイ Poinçon-lès-Larrey の住民は、この義務を免除された: «...in villa que Poissons dicitur, dux nec edictum, nec aliquam exactionem nec jus aliquod habet, sed tamen ad eum pertinet... eam custodire... si minister ducis, homines canonicorum de Castellione, de Villeta, et de Bunceyo, edicto subponeat, sive ad exercitum, sive ad expeditionem, sive ad obsidione, personam ducis in proprio negotio sequentur, non prepositorum, sive aliorum ministrorum personas. Si autem hoc facere contempserint, forefactum uniuscujusque prefatum edictum contempnerit, usque ad sexaginta quinque solidos sive aliorum gravamine assignabitur.》(J. GARNIER, *Chartes de communes*, t. I, p. 332-333).

40 «...si fur in Villeta captus fuerit, ministri abbatis, prout eis placuerit, eum tractabunt, nudum tamen ministris ducis extra villam reddere debebunt.》(J. GARNIER, *Chartes de communes*, t. I, p. 333). 故に、ローマに西海地を領した侯の森林を私用するに代りて「parge」なる使用禁を定め、ローマに三冊の領地権を認め、ローマにローマ・キロンヌンに放棄した: «In eadem villa, dux, neque pargyas, neque jus hospitalitatis debet, sed illud juris pargye quod in terra francorum habuerat cum Hierosolyman peteret, prediacte ecclesie in perpetuum acquittavit.》(*Ibid.*).

41 Salvamentum は、その支払うたロマンシャイヨン近隣の村落が侯の保護下に置かれ住民の安全が保障されたことと、*«pôte»* や *«pôte»* ならしめる権利であった。故に、この権利自体にわゆる城領主領の形成と不可分の関係があるものと、詳細な検討を要するが、この二篇試論の關係をめぐり、これを別篇に譲ることにした。なほこの関係は G. Duby, *Recherches sur l'évolution des institutions judiciaires pendant les X<sup>e</sup> et XI<sup>e</sup> siècles dans le sud de la Bourgogne*, dans son recueil des articles *Hommes et structures du moyen âge*, Paris, 1973, p. 7-60, surtout p. 24 sqq. 参照。

42 «...annuatim de Tolione homines C solidos et homines de Alisia et de Flaviniaco qui ad episcopum pertinent C solidos michi pro salvamento donant, eo tenore quod eos nummos non pro redditu neque pro consuetudine

requiram. Sed quoniam prefati homines in salvamento nostro amplius esse noluerint, memoratam pecuniam amplius reddere non tenebuntur, sed omnino liberi et quieti erga me absque ira et rancore et absque omni occasione remanebunt. Et ego eos et eorum possessiones de quibus investiti sunt bona fide custodire et salvare debeo, quamdiu iusticie stare voluerint ubi debebunt. Eandem habeo conventionem hominibus de Masnio qui similiter annuatim C solidos michi pro salvamento donant, ita quod ex quo in salvamento nostro amplius esse noluerint, ipsi puoque sicut et de aliis dictum est, omnino liberi et quieti remanebunt. ...Tota autem hec pecunia in manu mea vel in manu prepositi mei de Castellione reddenda est...» (*Cartulaire de l'evêché d'Autun connu sous le nom de Cartulaire Rouge*, éd. par A. de Charnasse, Paris et Autun, 1880, n°7, p. 248). この救済状は、salvamentum の本質を捉えている。ノーグニ神田氏が語っているように、salvamentum は、このとき、慣習法に consensus によってなされた。対象となった住民は、salvamentum の侯への支払を欲しない者ではない。むしろ、侯の裁判権に服す限りの自由を、彼ら自身の身体と財産の安全を保つから得ることを望んだ。他方、後述のホルン修道院の住民は、同じ salvamentum の支払を望むことは自由神領の余剰を隠蔽された、むしろ salvamentum が慣習法化したことによりを知り得る。後註43参照。

43 «...in villis que Monseleon et Estreche dicuntur, ex omnibus mansis quos tenent homines Sancti Petri Pulteriensis, in festo sancti Marcelli unum sextarium avene et duos solidos reddunt ipsi domino pro salvamento.» (Perrr, t. 2, p. j. n° 500).

44 «Debent corveias ad arandum, justiciam nullam habet dux in hominibus illis, nisi hac conditione, ut si aliquis ex hominibus in chimino fortactum fecerit,...dux in ipsis villis neque aliquis ministrorum ejus jacere non debet nisi contra aliquem principem potentem perrexerit, qui terram suam devastare voluerit; in hominibus vero Sancti Petri Pulteriensis de Ceriliaco nullam justiciam habet, nisi in chimino. ...dux in ipsa villa quando sibi placuerit jacere poterit; ministrorum suorum, ipso absente, nullus jacere debet. (*Ibid.*). セリイはランソワの旧 pagus に属するが、シヤチャイヨンからの距離の上で、ヘトロンヌ、ギンリヌとは同じ条件にある。ヤリイの場合に限り、侯の役人たちは侯と一緒にの時にしか宿泊権を行使できなかった。

45 ただし軍役については、侯自身が出役する場合のみという条件が付けられた: «...de hominibus de Monteone in ipsa

villa, de hominibus de Estreche ad Pontem Estreche, in exercitu si submoniti fuerint cum ipso domino duce ibunt; 》(Ibid). 前註44参照。

46 侯エーヴ三世は、前述のノートル・ダム修道院との取決めの際、シャティヨンの《pôté》内の放牧地全域について修道士たちの家畜の放牧を認めしめる：《...canonicis prelate ecclesie concessum esse usuarium omnibus animalibus eorum, in universis pasturis potestatis Castelljonis, sine dampni illatione.》(J. GARNIER, *Chartes de communes*, t. I, p. 333).

## 二、ランワの pagus の解体とその帰結

シャティヨンの《pôté》の形成がランワの pagus の解体と無関係ではなかったことは、先に予測したところである。このランワの名称は、今日ではラングル司教管区の西端部を構成する助祭長管区名に残るのみであるが、かつての pagus は、この管区とはほぼ重り合う領域に展開していた。ただし pagus 西南部の構成は、一一六三年から一一七六年の間に新たに創設され、以後トネール Tonnerre の助祭長管区に属したモレーム Molesme の助祭管区にランワの助祭長管区の一部が編入されたことで、若干不明確になっている。<sup>47</sup>

この pagus は、当該 pagus を縦断する三つの川により、幾つかのブロックに分かたれる。すなわち、東側を流れるウルス川 Ource と pagus の東部境界との間に広がる北・東部ブロック、中心部を占めるセーヌ川流域が構成する中央部ブロック、レーニエ Laignes 川流域が構成する西部ブロックである。シャティヨンは、セーヌ川沿い、中央部ブロックの南端近くに位置する<sup>48</sup>。

Pagus の中心地である《Latisco》の《castellum》は、ガロ・ロマン期の《opidum》にさか上るが、ここに依った伯の系譜についての知見は推測以上に出ない。<sup>49</sup> この《castellum》は、八八七年からその翌年にかけてノルマン人の攻撃により破壊された。

その後 pagus の中心は、この時すでに  $\blacktriangleleft$  oppidum  $\blacktriangleright$  が構築されていたはずのシャティヨンではなく、セーヌ川とウルス川の合流点のすぐ北方、pagus の東部・中央部・西部の各ブロックがその北端近くで境を接するパール  $\parallel$  シュル  $\parallel$  セーヌに移った。以後、パール  $\parallel$  シュル  $\parallel$  セーヌ伯家系が、 $\blacktriangleleft$  Lasso  $\blacktriangleright$  伯家との系譜上のつながりは未だ争われてはいるものの、ランソワの pagus を統治していたらしい<sup>50</sup>。したがって、九世紀末以降のランソワの pagus の歴史は、パール伯領の変遷の問題に還元されるであろう。

パール伯領は、十五世紀中葉に duché de Bourgogne に併呑された時には、あるいはそれ以前の十三世紀初頭にシャンパーニュ伯に売却された時には、かつてのランソワの pagus に比してかなり小さなものになっていた。このことは、この pagus も十一世紀の pagus の解体現象を被ったことの証明に他ならない。したがって、パール伯領が十二世紀の後半期までに経験した変遷と移動とを明らかにすることは、十二世紀後半期、ブルゴーニュ侯ユーグ三世の時代のパール伯領の実体を明らかにすることにつながる。

a   パール  $\parallel$  シュル  $\parallel$  セーヌ

九世紀末以来その系譜をたどり得るパール伯家系の最後の相続者であったと思われるエルマンガルド Ermengarde は、十世紀の末にトネル伯シル四世 Miles IV に嫁いだ<sup>51</sup>。この結婚により成立したトネル・パール伯領は、シル四世の息子ルナル Renard<sup>52</sup>、さらにルナルの死後彼の二人の弟に引継がれ、約半年間存続した。シル五世が息子を一人しか残さずに没した時（一〇四六年）、その息子ユーグ・ルナル Hugues-Renard は、すでに聖職についていた（一〇六五年以降ラングル司教）。このため彼は、後日、父が遺した両伯領を再度分割し、トネル伯領を従妹姉エルマンガルドとその夫ヌヴェール伯ギヨーム一世 Guillaume I<sup>er</sup> に、パール伯領を妹ウスタシュ Eustache とその夫ブリエンヌ伯ゴージェイ一世 Gautier I<sup>er</sup>, comte de Brienne に譲渡した<sup>53</sup>。こうしてパール伯領は、トネ

ール伯領から引離されて、今度はブリエンヌ伯領に統合されることになったのである。

教皇パスカリス二世 *Pascalis II* は、一一〇七年の文書でランゲル司教の所有を列挙しこれを確認したが、その中にはバール・シユル・セーヌの城 *castrum* が含まれている。<sup>54</sup>ランゲル司教のバール城に対する権利は、どの時代にさか上るものだろうか。上記教皇文書以前に、両者の関係について直接触れた史料は存在しない。一方で、これとは矛盾する関係を示す史料の存在が問題を複雑にしている。一一四三年、シャンパーニュ伯ティボー二世 *Thibaud II* がトロワ伯領等の保有についてブルゴーニュ侯に *homage* を捧げた際、バール伯はティボー二世の *«homo»* として登場する。<sup>55</sup>さらに、同じく十二世紀のものと考えられる別の史料は、シャンパーニュ伯がバール・シユル・セーヌをブルゴーニュ侯から保有していたことを記載している。<sup>56</sup>後者によれば、バール・シユル・セーヌの *«mouvance»* はブルゴーニュ侯のものであり、したがって、シャンパーニュ伯の *«homo»* であったバール伯はバール・シユル・セーヌについてブルゴーニュ侯の陪臣 *vassesseur* であったことになる。そしてこの二つの史料からは、バール・シユル・セーヌに対するランゲル司教の権利は少しもうかがわれない。

バール・シユル・セーヌに対する権利関係のこの矛盾を、M・ビュルは次のように説明する。バール・シユル・セーヌはもともとブルゴーニュ侯の *mouvance* に属していたが、ユーク・ルナルがこの伯領をトネール伯領とともに相続した後ランゲル司教となったことで、ランゲル司教は以後バール伯領を司教の封 *«fief»* とみなすようになった。<sup>57</sup>この段階が、一一〇七年の教皇文書の状態である。しかしながらその後、ユーク・ルナルからバール伯領を分与されたブリエンヌ伯家系の支配が当該伯領に定着したことは、十二世紀にブリエンヌ伯に対して著しく力を増したシャンパーニュ伯の圧力が、バール伯領にも及ぶ結果を生じせしめたであろう。一一四三年に、バール伯はシャンパーニュ伯の封臣 *vassal* であった。

この事態は、バール・シユル・セーヌに対する古い権利をブルゴーニュ侯に喚起させた。侯ワード二世は、一一四

三年のシャンパーニュ伯との会見の際、バルルシユルセーナに対する自己の権利を主張したことであろう。シャンパーニュ伯は、バルルシユルセーナを侯から保有する封として認めることで、妥協したものとされる。<sup>58</sup>

M・ビュルのこの推論は一見整合的であるが、別の困難を生じせしめた。彼の言うバルルシユルセーナに対するブルゴーニュ侯の本来的な *nouvance* は、史料的に証明し得ない。この権利が問題になり得るとすれば、それは *« duché-principat »* の時代であらう。たしかにこの時代、*« pagus Latisensis »* は「トロワヤトネールなどの *pagi* とともに *« marchio Burgundionum »* に帰属していた。<sup>59</sup> しかし、「ブルゴーニュ継承・征服戦争」の間を通じて、ランソワは、ブルゴーニュ侯の側ではなく、侯と争ったラングル司教の側にあった。この事実が、十世紀末以降の *pagus* 解体進行中にも、ランソワの相当部分がラングル司教の影響下にあったことを説明する。したがって、バルルシユルセーナに対するラングル司教の権利の起源も、司教ユグ・ルナルの時代より早い時期にさか上り得るのではないだろうか。

バルルシユルセーナに対するブルゴーニュ侯の権利については、J・リシャルの推論がこの矛盾を解決する。彼は、シャンパーニュ伯がバルルシユルセーナをブルゴーニュ侯から保有していたことを伝える史料について、その作成者は、一四三年のシャンパーニュ伯のブルゴーニュ侯への *homage* の際に現われる *« comitatus Trecurum totus »* の内容を、シャンパーニュ伯に帰属する城の列挙で置き換えようとしたと考えた。<sup>60</sup> これが事実であれば、ブルゴーニュ侯がバルルシユルセーナに対する権利を持つことはあり得ない。十三世紀初めにバルル伯領を手に入れたシャンパーニュ伯は、ブルゴーニュ侯ではなく、ラングル司教に *homage* を捧げている。<sup>61</sup>

バルル伯領が経験した二度にわたる統合・分割は、この伯領に大きな変化をもたらした。実際、バルルシユルセーナとトネールの二つの伯領が、約半世紀の間ひとつの伯家系の下にあった後にそれぞれが再び独立した伯領に分かれた時、双方に「飛び地」*enclaves* が残った。バルル伯領内では、少くともバルルシユルセーナ東方のヴィ

ルネス Villenese がトネール伯の封 casamentum に属した。<sup>62</sup> 逆に、ジュリ Jully とステイニ Stigny は、トネール伯領内にバール伯が所有した「飛び地」であった。伯シル二世は、一一一三年、前者に修道院を創建している。<sup>63</sup>

b 西部ブロック——レーニユ川流域

十一世紀の中葉、モンバール Montbard に領主家系が突然出現したことは、早くから研究者の注目を引いていた。シャティヨンの南西約三十三キロ・メートルに位置するモンバールの城塞は、おそらくトネール伯の親族のために新しく構築されたもので、そのためにトネール伯は自己の所有を犠牲にしたと思われる。<sup>64</sup> モンバールの seigneurie は、大きく二つのグループに分かれる。トネール伯領からは、モンバール家系にフォンテーヌ＝レーセシュ Fontaine-les-Sèches、ヤトル Cestre、ファン＝レー＝モンバール Fains-lez-Montbard、サンフォヤ Montfort の一部、シニヴィニ＝レー＝スシユール Chevigny-lez-Semur が割譲された。<sup>65</sup>

問題になるのはもう一方のグループ、バール伯領内のレーニユ川流域一帯に展開するモンバール家の所有で、リセ＝バール Ricey-Bas、ランヌ Lannes、プイイ＝レー＝ポヴィリ Pouilly-lez-Molesme、メジエール Mézière、ヴィルデナー Villedioux の諸 villaie が含まれていた。<sup>66</sup>

現在のレーニセ Les Ricey は、リセ＝バール、リセ＝リヴ Ricey-Rive、リセ＝オー Ricey-Haut の三つのブールから成っている。この ≪trois bourgs de Ricey≫ は中世末期に出来たもので、それ以前には多くの集落がまとまりなく存在していただけであった。これらの集落のうち、北側の部分はバール伯の mouvance に属していたとされるが、史料的には明らかではない。<sup>67</sup> 後述のヴィルデューの例からすれば、リセ＝バール(北側集落の中心)を、モンバールの領主がバール伯から封として保有していたとも考えられる。

一〇七五年に創建されたモレーム修道院のために、マリニ Maigny の領主は自分の自有地を提供した。<sup>68</sup> 土地の所

有権そのものが移動していることから、モレームは、モンバル家、あるいはバル伯の *mouvance* には属さなかったかもしれない。それでもバル伯は、モレームで十分の一税を徴収し、またその周辺に諸権利を有していた。<sup>69</sup>モレームの近くにあったと思われるプイイ＝レ＝モレームあるいはメジエールのバル伯との関係については、判然としない。

ヴィルデューの *mouvance* は、一二〇〇年の文書により明らかにする。この年バル伯は、ヴィルデューの *la croix* からレーニユ川の上流に向かう南側部分をブルゴニー侯に譲渡したが、これは、モンバルの領主がバル伯から保有していたものである。したがってこの年以降、ヴィルデューの南側でモンバル領主が保有した封の *mouvance* は、ブルゴニー侯に帰属することになった。一方北側部分は、モンバル領主が引続き自己の *domaine* として所有していたと思われる。<sup>70</sup>

以上のことから、少くとも十二世紀の間、バル伯は西部ブロック、すなわちレーニユ川流域について、ヴィルデューの南まで自己の *domaine* もしくは *mouvance* を保持していたことが認められる。しかしこれは、旧 *pagus* の西南端のレーニユ *Laignes* まではおそらく及んでいなかったに違いない。というのは、十一世紀以降トネル伯、すなわちヌヴェール伯が急速にこの地域を侵食していったと思われるからである。事実十二世紀の後半期には、ヴィリエール＝レ＝モワヌ *Villiers-les-Moines*、シヤネ *Channey*、グリゼル *Griselles*、レーニユが、ヌヴェール伯の *domaine* であった。<sup>71</sup>レーニユでは、同時にブルゴニー侯も *domaine* を有していた。<sup>72</sup>

c 北部ブロック——ヴァンドゥヴル *Vendeuvre*

バル伯領のブリエンヌ伯領との統合は、旧 *pagus* の北の境界に近いヴァンドゥヴルに問題を引起こした。ヴァンドゥヴルは、ラソワの解体により生まれた *seigneurie* であるが、<sup>73</sup>その地理的位置はバル及びブリエンヌの両伯領



に南北をはさまれており、両伯領の連絡を著しく阻害していた。したがって、ヴァンドゥヴルの帰趨如何によっては、両伯領の統合が実質的に完成することになる。この実現は、シャンパーニュ伯には憂慮すべき事態となったであろう。しかも、ブリエンヌ伯がこの時期シャンパーニュ伯に烈しい敵意を抱いていたとあれば、解決は急を要したはずである。一一二一年、シャンパーニュ伯ユーグ二世は、ヴァンドゥヴルの領主とその城塞を三百リーヴルで低当に置くことを承諾させた。<sup>74</sup> 一一四三年のブルゴーニュ侯ウード二世に対するシャンパーニュ伯の *«homage en marche»* では、ヴァンドゥヴルの領主はシャンパーニュ伯の *«homo»* として現われる。<sup>75</sup>

d 中央部ブロック——ミュシィシュルィセーヌ *Mussy-sur-Seine*

セーヌ川に沿ってパールィシュルィセーヌとシャティヨンのほぼ中間に位置するミュシィシュルィセーヌは、シャティオンをブルゴーニュ侯から実質的に奪われたラングル司教のこの地方における新たな拠点となった。<sup>76</sup> これは、もともとポティエールの修道士が所有していたものであるが、一一五三年に侯ウード二世と争ったラングル司教ジョフロワ *Geoffroy* が防備を施した際、司教と修道士の間で分割された。その後、ポティエールの修道士も含めてミュシィシュルィセーヌに土地や諸権利を有していた者たちは、何度かの交渉を通じて司教にこれを放棄した結果、ラングル司教は、十三世紀にはミュシィシュルィセーヌの唯一の領主になった。<sup>77</sup>

e 東部ブロック——ウルス川流域から東側境界まで

ランワの旧 *pagus* の東部境界一帯、あるいはラングルの旧 *pagus* と境を接する東南部一帯がラングル司教に引き寄せられる傾向にあったことは、当然ともいえよう。北東部のシャスネ *Chacenay* もラングル司教の *Mouvance* に属した。一〇七五年のモレーム修道院の創立文書に現われるクルトロンの領主ユーグ *Hugues de Courteron*

の妻ジェルサン Gersant は、シャスネの領主家系の末裔だったであろうか。モンレアルの領主アンセリック一世 Anseric I<sup>er</sup> de Montréal との結婚に際してシャスネの seigneurie を持参したのは、このジェルサンの姉妹である。<sup>79</sup>以後モンレアルの領主家系により新たにシャスネ領主家系が創出されたが、この家系は、十二世紀以降シャスネの donjon についてシャンパーニュ伯の homme lige であった。しかし、donjon を除く seigneurie 全体は、ラングル司教の封として保有されていた。<sup>80</sup>

ラングル司教ゴージェイユ Gautier は、東南部のジュヴロール Gévoilles とラシヨーム La Chaume からしばしばクレルヴォー修道院に贈与を行っている。<sup>81</sup>モンティニシユルオーブ Montigny-sur-Aube は、ジュヴロールに帰属する司教の封であった。<sup>82</sup>また、ギュルジ Gurgy は、一一〇七年の教皇文書の中で司教の castrum のうちにあげられている。<sup>83</sup>

以上見てきたように、十一—十二世紀のバル伯領は、旧 pagus から、北部、東部、さらにブルゴーニュ侯に帰した南部の境界地帯を失ったが、西側の境界域及びウルス、セーナ、レーニュの三つの川の流域の大部分がバル伯に残されていた。しかしここで注目すべきは、こうして残されたバル伯領内への北からのシャンパーニュ伯、南からのブルゴーニュ侯のそれぞれの mouvance の伸張が著しかったことである。事実シャンパーニュ伯は、セーナ川をバルシユルセーナを経てギエグイ<sup>85</sup>、ウルス川をオートリクール Autricourt までをかか上っていた。<sup>86</sup>

他方、セーナ川の小さな支流がセーナ川に合流する地点であるオーギュスティヌ Augustines からエトロシエの橋<sup>87</sup> pont d'Etrochey にいたるセーナ川流域は、vallee de Pothières と呼ばれているが、この一帯にはバル伯のいわゆる fief du duc de Bourgogne が広がっていた。<sup>88</sup>一一一三年にバル伯は、ポティエールに保有していたものをヌヴェール伯に譲渡したが、その内容の詳細は不明である。ヌヴェール伯が十四世紀に、ブイ Bouix、

ヤンローレル＝ペトラリ Villers-Patras' ヤンタキ Vix' シヤノCharrey' ノクロン Noiron' ナキヤヤン Gomméville' 行使用していた宿泊権が一二一三年の譲渡に由来するものと思われる。この village はカペー家ノルノーリテ侯の mouvance に属し、それをペール伯が侯から保有しつつあったと考えられる。このカペーリテ侯の mouvance は、ウルス川ではトワール Thoirs に特許がつけられた。

脚

- 47 A. ROSEROT, *Dictionnaire topographique du département de la Côte d'Or*, Paris, 1924 [以下 A. ROSEROT, *Dictionnaire* ヲ註記] p. xlii. Cf. J. RICHARD, *Conduit*, p. 92 et 93, n. 1. このトウパグスの鞍馬のついでに M. CHAUME, *Origines*, II. Géogr. hist., p. 965-973 et J. LAURENT, *Malesme*, *Intr.*, p. 305-318 參照。
- 48 J. LAURENT, *Malesme*, *Intr.*, p. 305-308 et M. CHAUME, *Origines*, II. Géogr. hist., p. 965-968.
- 49 Cf. J. LAURENT, L'origines du comté de Bar-sur-Seine, *Annales de Bourgogne*, 23, 1951, p. 178 et n. 2 [以下 J. LAURENT, Bar-sur-Seine ヲ註記]。
- 50 ペール伯家系の起源をめぐり幾の論争がある。 J. LAURENT, Bar-sur-Seine, p. 173-180 及び A. ROSEROT, *Dictionnaire*, art. 《Bar-sur-Seine》 ヲ注し參照せよ。 Cf. PERTIT, t. 2, p. 419-430; J. RICHARD, *Conduit*, p. 93, n. 2 et M. BUR, *La formation du comté de Champagne*, v. 950-v. 1150, Nancy, 1977, p. 143, n. 162.
- 51 エルマンガルドの系譜については A. ロスの反論をみかかわり、ペール伯家系の本體はカペー家から派生する。ローランが A. ロスの見解に対して示した反証を參照せよ ( J. LAURENT, Bar-sur-Seine, p. 173-175; J. FROMAGEOT, *Tonnerre et son comté, des origines à la Révolution de 1789*, Dijon et Tonnerre, 1973, p. 16; M. BUR, *ouvr. cit.*, p. 143) ーペール伯はカペー家系 les Milionides の祖の縁戚であり、世系表は次の一節に示す。ペール伯領土に関する最新の研究を著した J. フロマンシエ、M. フリヤの手記の系譜は、M. シームのそれを踏襲した。その J. フロマンシエ ( J. FROMAGEOT, *ouvr. cit.*, p. 14-17, surtout p. 15; PERTIT, t. 2, p. 423-441; M. CHAUME, *Origines*, I. Hist. polit., p. 538-539). Cf. J. LAURENT, Bar-sur-Seine, p. 175 et n. 2.
- 52 J. FROMAGEOT, *ouvr. cit.*, p. 17. この西祖の父の同伯親のついで、カペー家ノルノーリテ侯の pariage が形成

ちれてきたところの「ローランの再婚」 M・ユナルと「フロレンス」をめぐって否定した (J. LAURENT, Bar-sur-Seine, p. 175-176; M. BUR, *ouvr. cité*, p. 143 et n. 2) .

53 ユーグ・ルナルが両伯領を手離した年代については、解釈がわかれている。あるいは彼がラングル司教に就任した一〇六五年であったかもしれない (後註57参照)。あるいはJ・ローランが述べているように、バール伯領を受取ったウスタシユと夫ローテエには一〇六五年当時まだ息子 (将来のシル二世) が生まれていなかったことから、ユーグ・ルナルがこの伯領を実際に手離したのはもっと後のことでもあったかもしれない (J. LAURENT, *Malesme, Intr.* p. 323)。バール伯領がブリエンヌ伯家系に渡った年代は、後述するように、この伯領に対する *mouvance* の帰属をきめる上で重要な意味をもち、本稿二〇六頁参照。

54 前註16参照。

55 «...comes Theobaldus Blesensium, Odoni duci Burgundiae apud Angutinam fecit hominum, et cognovit, quatinus...et comitatus Treccarum totus, et ipsas Treccas de feodo ducis tenebat,...Testes ex parte Theobaldi, Guido comes de Barro, homo suus, Odoinus de Vandennura homo suus,...» (E. PÉRARD, *Recueil de plusieurs pièces curieuses servant à l'histoire de Bourgogne*, Paris, 1664, p. 227) .

56 この史料は未刊行であり、筆者は残念ながらこの直接参看できなかった: «Comes Campanie tenet de duce Burgundie Treccas, Barrum super Seguanam,...», cité par J. RICHARD, *Ducs*, p. 31.

57 M・ユナルの見解をこの限り、ユーグ・ルナルがバール伯領を手離した時期は、彼が司教になった一〇六五年以降としようとする。前註53参照。

58 M. BUR, *ouvr. cité*, p. 143, n. 1; p. 291 et n. 27.

59 J. DHONDT, *ouvr. cité*, p. 147 sqq.

60 J. RICHARD, *Ducs*, p. 31.

61 A. LONGNON, *Documents relatifs au comté de Champagne et de Brie, XII<sup>e</sup>-XIV<sup>e</sup> siècles* [以下 A. LONGNON, *Documents* へ略記] t. I, t.ief, p. 477. シャンパーニュ伯のバール＝シマル＝ヤームの世襲は、*Bar-sur-Seine* は幾度となく田口の権限を主張しようとした。 Cf. M. BELOTTE, *Possessions*, p. 165-166 et id. *La région du Bar-sur-Seine à la fin du Moyen Age, du début du XIII<sup>e</sup> siècle au milieu du XVI<sup>e</sup> siècle*, s.l., 1973, p. 18-20.

- 62 ロベール・ヌ・リヤ Robert de Ricey がモレーム修道院に寄進したヴァルネスの封は、トネールの casamentum の一部にすぎなかった (*Cartulaire de Malesme*, I, n° 156, p. 148-149)。ヴァルネスは現存しながら、J. ローランによれば、バーニントンル・ヤームの東方にあり、た集落である (J. LAURENT *Malesme*, Intr., p. 320)。
- 63 *Cartulaire de Malesme*, II, n° 241, p. 225-226. クネヴィルは、同ジノニ社が、この villa を持つた裁判権と consuetudines やサノード修道院と譲渡した (Ibid., I, n° 121, p. 122)。
- 64 J. LAURENT, *Malesme*, Intr., p. 320-321. キンベールの史料上の初出が一〇六五年であることから、あるいは前年のトグ・ルナルが、バル・トネール伯領を手離す際、その一部をモンバル城主のために分与したのかもしれない。 Cf. J. FROMAGEOT, *ouvr. cité*, p. 17.
- 65 J. LAURENT, *Malesme*, Intr., p. 322.
- 66 *Ibid.*, p. 321-322.
- 67 *Ibid.*, p. 311-312.
- 68 *Cartulaire de Malesme*, II, n° 2, p. 5.
- 69 *Ibid.*, n° 117, p. 119.
- 70 J. RICHARD, *Conduit*, p. 98. 一一〇〇年の文書の中で、トマンモンは、相互に譲り合った (PLANCHER, pr. n° 154; PÉARD, *ouvr. cité*, p. 272)。ルジビエ、ル・リシヤンは、manuscript により再譲ったのであろう。«...quicquid domini Montis Barri de comitibus Barri...tenuerint a cruce Ville Dei in superius...» cité par J. RICHARD, dans *Conduit*, p. 98, n° 1.
- 71 PÉARD, *ouvr. cité*, t. 2, n° 511 et n° 529; *Cartulaire de Malesme*, II, n° 44, p. 278.
- 72 一一一〇年のトネール伯に譲渡した (PÉARD, *ouvr. cité*, p. 309-310)。
- 73 十一世紀の後半には、メーレイの修道院 prieuré の創立文書に領主ハグエ、Hagues de Vendevre などは取らなかつた (*Cartulaire de Malesme*, n° 91, p. 96)。
- 74 M. BUR, *ouvr. cité*, p. 260.
- 75 前註に参照。
- 76 M. BELOTTE, *Possession*, p. 161 sqq.

- 77 J. RICHARD, *Conduit*, p. 96. Cf. id., *Ducs*, p. 119, n. 2.
- 78 *Cartulaire de Malesme*, II, n° 2, p. 5.
- 79 PETIT, *ouv. cité*, t. 5, p. 496.
- 80 A. LONGNON, *Documents*, t. I, fiefs, n° 63 et 2436. ト・リシヤール村のシヤクネの donjon はラングニル司教の持分である。ト・ローレンの城の支配權はト・レン (J. LAURENT, *Malesme*, *Intt.*, p. 311; J. RICHARD, *Conduit*, p. 93, n. 4)。
- 81 PETIT, t. 2, n° 397, 471, 482, 483, etc.
- 82 J. LAURENT, *Malesme*, *Intt.*, p. 317-318.
- 83 前註16參照。
- 84 ヴール伯は、田 pagus の西北部の境界に近ラングニル村の Lantage 近郊の villa をセレーム修道院に寄進している (*Cartulaire de Malesme*, I, n° 22, p. 32-33)。
- 85 少くともセーヌ川の右岸部分は、シャンパーニュ伯の mouvanee であつた。しかし、ギエの城塞は、ブルゴーニュ侯の mouvanee に属した (J. RICHARD, *Conduit*, p. 94)。
- 86 J. RICHARD, *Conduit*, p. 95, n. 4.
- 87 ローマ時代には、この橋から《Latisco》に通じる道が敷かれていた。エトロシエは、後述するように、中世の重要街道が交又する一大要衝であつた。
- 88 J. RICHARD, *Conduit*, p. 96 et n. 1.
- 89 *Ibid.*, p. 96-97.
- 90 *Ibid.*, p. 95, n. 4.

## 結

ランワの pagus を継承したバール伯領は、十一—十三世紀を通じて、かつての pagus からさほど大きく変わつてはいなかつた。反面その内部では、ブルゴーニュ侯とシャンパーニュ伯の mouvanee がこれを正に二分してい

た。一一四三年、兩者の *mouvance* の境界であったと思われるオーギュスティヌでのシャンパーニュ伯のブルゴーニュ侯への *homage* は、こうした状況の中でなされた字義通りの *«homage en marche»* であった。<sup>91</sup> 同様に、レーニュ川ではヴィルデューが、ウルス川ではプロシュの橋 *pont de Broches* が兩者の *mouvance* の接点ではなかっただろうか。<sup>92</sup> 一方レーニュは、トネール・ヌヴェール伯のブルゴーニュ侯に対する *«homage en marche»* の場所であった。<sup>93</sup>

ユーク三世が登位した十二世紀の後半期には、シャティヨンの北方にはこうして侯の *mouvance* がすでに、しかもかなり広範に展開していた。しかし、*mouvance* は絶えず変化し得る性格を有していたので、常時監視されていなければならなかった。ユーク三世にとって、監視の役割を果たすべきシャティヨンの状態は、真に心もとないものであったに違いない。九七三年に初めてここに足がかりを得たブルゴーニュ侯が、以来積極的にシャティオン及びその周辺に *domaine ducal* の拡大をはかってきたことは、たしかである。しかし、ユーク三世にとってなによりも必要だったのは、第一には、早急にシャティオンを城塞化し、ここに *«pote»* を築いてシャティオンを軍事拠点化することであった。そうすることで、シャンパーニュ伯の *mouvance* の南下を抑制し、当時紛争状態にあったトネール・ヌヴェール伯の攻撃に備え、さらにはすでにその圧力をひしひしと感じていたフランス王の進出を阻止しなければならなかったのである。<sup>95</sup> 侯ユーク三世がノートル・ダム修道院やポティエール修道院から軍役を取付けていることは、そのこと自体他の *domaine ducal* にはみられないことであり、この *«pote»* の軍事的性格を如実に物語っていると見えよう。

シャティオンの *«pote»* 形成の第二の意味は、その経済的拠点化にある。すなわち侯は、*«pote»* を構築する過程で、*domaine ducal* にこの地方の重要な街道を取込むことを目論んだのである。先に見た侯の *«homage en marche»* の場所のほとんどがランワを通る大街道上に設定されていることは、注目に値する。この意味でも、ユーク

グ三世にとって mouvance の変更は許されなかったものであり、さらに、これらの街道が交叉する所（たとえばエトロシエの橋）を domaine ducal に取込み、 $\blacktriangleright$  duché  $\blacktriangleleft$  内を経由して foires de Champagne へ向かう大街道、あるいはシャティヨンを通ってラングルからトネルへ抜ける横断道を  $\blacktriangleright$  duché  $\blacktriangleleft$  にひきつけておかなければならなかったのである。

註

91 前註55参照。この“hommage en marche”については J. F. LEMARIGNER, *Recherches sur l'hommage en marche et les frontieres feudales*, 1937 [以下 J. F. LEMARIGNER, *Hommage en marche* 略記] p. 126-176, surtout p. 157-160.

92 J. RICHARD, *Conduit*, p. 99 et n. 3.

93 J. F. LEMARIGNER, *Hommage en marche*, p. 160-164 et J. RICHARD, *Conduit*, p. 99 et n. 2.

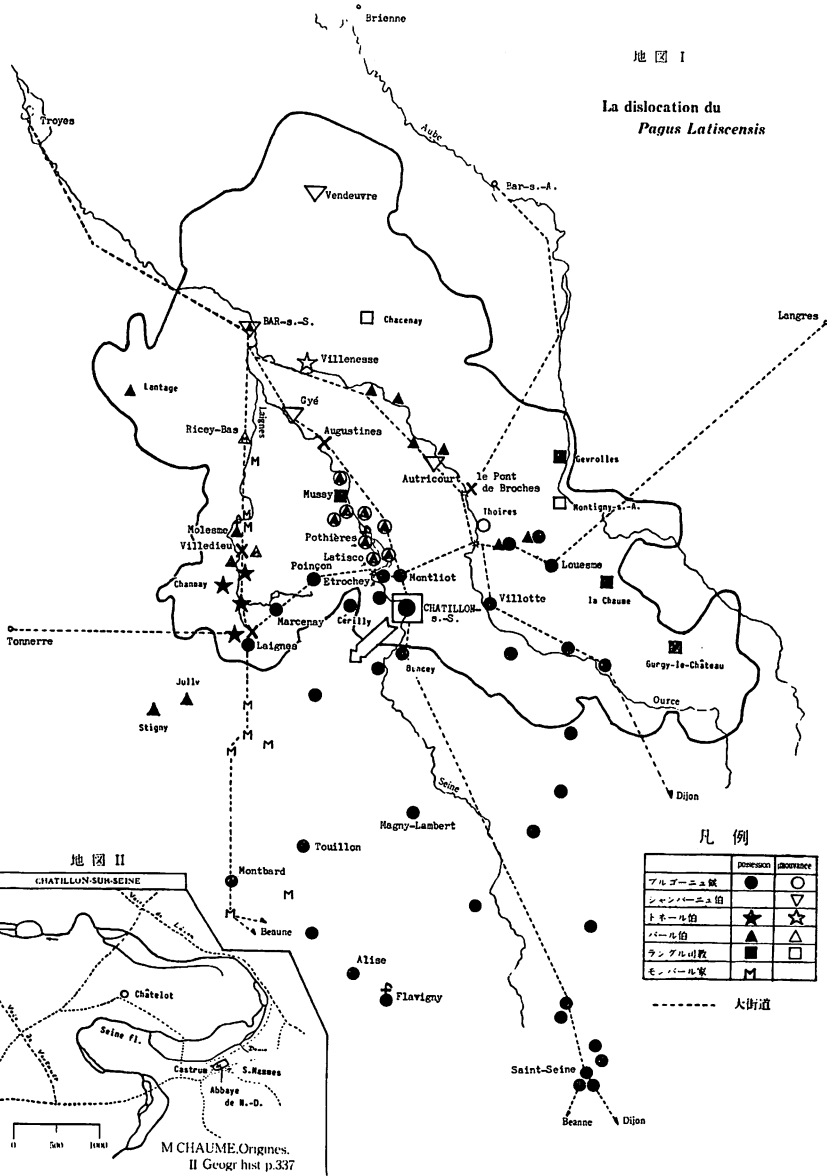
94 ブルゴーニュ侯ユーグ三世は、一七四年頃トネル伯と戦争状態に陥った。 Cf. R. de LESPINASSE, *Les Neuvrais et les comtes de Nevers*, t. 1, Paris, 1909, p. 379-382.

95 実際ユーグ三世は、一七八六年にいわゆるヴェルジ戦争 Guerre de Verzy をフランス王ルイ七世と戦っている。この時フランス王がセーヌ川をさかのぼってシュシィシュルセーヌに陣を張ったのに対し、ユーグ三世は、ノートル・ダム修道院の hommes を動員して、シャティヨンの王の軍に對峙した。 Cf. J. RICHARD, *Ducs*, p. 160-166.



地図 I

La dislocation du Pagus Laticensis



凡例

	possession	absence
ブルゴニー侯	●	○
シャンパーニュ伯	▽	△
トールーズ伯	★	☆
バール伯	▲	△
ラングレ司教	■	□
モンパル家	M	

----- 大街道

地図 II

